

身体的拘束適正化指針

**医療法人社団 慈広会
介護老人保健施設 メイプル**

身体的拘束適正化指針

1. 身体的拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設は、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

また、身体的拘束は原則高齢者虐待にあたる事を理解し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みを実施・継続していく為に、この指針を定める。

① 基本的な考え方

- イ) 身体拘束は廃止すべきものである
- ロ) 廃止に向けて、常時努力を行わなければならない
- ハ) 安易に「やむを得ない身体拘束・行動制限」を行わない
- 二) 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ホ) ケアの本質を考える
- ヘ) 創意工夫を忘れない
- ト) 身体拘束廃止・虐待防止に向けてあらゆる手段を講じる
- チ) やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を行うこと
- リ) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない
- ヌ) 利用者の人権を第一に考慮すること
- ル) サービスの提供に誇りと自信を持つこと

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

- イ) 徘徊しないように、車いす、いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ロ) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ハ) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 二) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ホ) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等を着ける
- ヘ) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、T字型抑制帯や腰ベルト車いすテーブルをつける
- ト) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- チ) 脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- リ) 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等をひもで縛る
- ヌ) 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ル) 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

2. 身体的拘束適正化委員会その他施設の組織に関する事項

当施設では、身体的拘束の発生の防止等に取り組むにあたり、「身体的拘束適正化委員会」を設置する。

① 設置の目的

本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討するとともに、身体拘束防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

② 身体的拘束適正化委員会の構成委員

構成委員は、施設長・事務長・看護職員・介護職員・リハビリ職員・介護支援専門員・支援相談員・管理栄養士等、高齢者虐待防止委員会を配置することとする。1年毎にメンバーの見直し・再編成を行う。

委員長・副委員長…構成委員内で選出する。

③ 身体的拘束適正化委員会の開催

身体的拘束適正化委員会は、3ヶ月に1回以上開催することとし、身体的拘束の発生や終了に関する事項があった場合には、必要に応じて臨時開催すること。

④ 身体的拘束適正化委員会の役割

- イ) 身体的拘束に対する基本理念・行動規範等及び職員への周知に関するこ
- ロ) 身体的拘束に対する基本理念・マニュアル等の整備に関するこ
- ハ) 身体的拘束防止や権利擁護等の研修企画に関するこ
- ニ) 身体的拘束防止・早期発見に向けた取り組みに関するこ
- ホ) 身体的拘束が発生した場合の対応に関するこ
- ヘ) 身体的拘束の原因分析と再発防止策に関するこ

3. 職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び身体的拘束防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護、身体的拘束防止・適正化を徹底するため、下記の通り実施することとする。

① 定期的な研修の実施(年2回以上)

② 新任職員への研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

4.発生した身体拘束等の報告方法の基本方針

当施設は、利用者本人の身体拘束等をやむを得ず行う場合には、次の手続きに基づき、利用者・家族に速やかに説明し報告を行う

1) 委員会の招集

緊急やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合、速やかに高齢者虐待防止担当者に報告する。高齢者虐待防止担当者は速やかに委員会を招集するものとする。

2) 委員会での身体拘束等の必要性の判断

委員会は、当該身体拘束等の必要性や原因・解決方法を慎重に検討すると同時に、身体的拘束等を行う3要件のすべてを満たしているかについて検討・確認する。

【身体的拘束等を行う3要件】

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ② 非代替性…身体的拘束を行う以外に代替えする介護方法がないこと
 - ③ 一時性…身体的拘束が一時的なものであること
- 3) 利用者及び家族への説明
身体拘束等の実施を委員会にて決定した場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」をとり、利用者及び家族に対し、身体拘束等の必要性・方法・時間等について十分説明の上、署名を求めるものとする。
- 4) 身体的拘束等に関する記録・解除
緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況・利用者の日々の様態(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体的拘束適正化委員会で3要件を踏まえ拘束解除に向けた検討を行うこととする。

5.入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

当指針は、施設入所者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上でも公表する。

平成30年6月 制定
令和元年11月 一部改定
令和6年5月1日